

岡山労働局発表
令和6年11月28日（木）

【照会先】
岡山労働局 職業安定部 職業対策課
課長 大崎 雅也
課長 補佐 平松 京子
地方障害者雇用担当官 松本 康美
(代表電話) 086(801)5108 (内線451)

「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定しました ～ 岡山県井笠地域初の「もにす認定」～

岡山労働局(局長 ^{もりざね くみこ} 森實 久美子)は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(以下、「もにす認定制度」)で県内第7号の認定を行いました。

認定通知書の交付式は、以下のとおり行います。

「もにす認定制度」とは、障害者の雇用の促進および雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融政策公庫の低利融資対象となるなどのメリットがあります。認定を御希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定マーク「もにす」

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

【認定通知書交付式】

- 1 日 時 令和6年12月20日（金） 午後2時から
- 2 場 所 岡山県笠岡市笠岡5891
笠岡公共職業安定所3階会議室
- 3 認定事業主 社会福祉法人恭和会 理事長 村上 裕二
岡山県井原市上出部町四季が丘20-7
- 4 その他 交付式の撮影や個別取材は可能です。